

議案第 59 号

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第 291 条の 3 第 3 項の規定により，岡山県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 24 日岡山県指令市第 15 号）の一部を次のように変更する。

第 17 条第 1 項第 3 号中の「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は，令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

岡山県後期高齢者医療広域連合規約について，「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める必要が生じたため，地方自治法第 291 条の 11 の規定により，市議会の議決を経ようとするものである。